

コーポレートガバナンスの基本指針

シキボウ株式会社

第1編 総 則

(目 的)

第1条 本指針は、シキボウ株式会社（以下、「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な事項を定めることにより、株主、顧客、従業員、社会等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 当社は、株主、顧客、従業員、社会等のステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、本指針を定め、コーポレートガバナンスのしくみを構築する。

第2編 経営理念・行動規範・行動基準

(経営理念)

第3条 当社は「シキボウグループのものづくり技術・ものづくり文化で新たな価値を創造し、健康で安心・安全・快適な暮らしと環境にやさしい社会の実現に貢献する。」を経営理念とし、事業活動を通じた社会貢献を目指している。

【2-1】

(行動規範・行動基準)

第4条 当社は、当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「シキボウグループ」という。）における法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知している。また、シキボウグループ各社は「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」を遵守することを取締役会で決議し、その適切な実践に努めている。

【2-2】

2. 当社グループの行動基準に「環境に配慮した事業活動を行うための行動基準」を定めサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応を求めている。

【2-3】【2-3①】

3. 当社グループの行動基準に「お互いの人格、個性を尊重するための行動基準」を定め、多様な人財（ダイバーシティ）の互いの個性を認めることで、新たな価値を創造し、持続的な成長を支えるための対応を求めている。

【2-4】

4. 「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」遵守の実践状況は、当社の取締役会への報告事項とする。

【2-2①】

第3編 株主との関係

(株主総会)

第5条 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、株主の属性等を踏まえ十分な環境整備を行う。また、株主総会の開催日等の日程については、定款の定めや法律等の制限も考慮し、適切な設定を行う。

【1】【1-2】【1-2③】

(情報の提供)

第6条 当社は株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等へその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行う。

【1】【1-1】【1-2②】

2. 招集通知、参考書類の英訳を当社ウェブサイトを開示する。

【1】【1-2①】【1-2④】【3-1②】

(総会決議の賛否の分析)

第7条 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討する。

【1-1①】

(株主との対話)

第8条 当社のIR活動は、投資機関については経営管理部が、一般個人投資家については総務部が窓口となり、ウェブサイト等を通じて、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させる。

【1】【5】【5-1】

(政策保有株式)

第9条 取引上の関係強化、情報収集を目的として純投資目的以外の株式を政策保有株式として保有する。

2. 主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の合理性について執行役員からなる経営会議で毎年度確認する。

3. 政策保有株式は、長期的な視点で投資先企業との共存共栄をめざし保有する目的であり、議決権もそれらの目的および合理性を勘案して個別に行使する。

【1-4】

(関連当事者間取引)

第10条 当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることとする。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。

【1-7】

第4編 企業統治体制

(コーポレートガバナンス体制の全体像)

第11条 当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社として、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の一層の強化を図る。

2. 経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用する。

3. 経営の重要な意思決定の委任の範囲は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に明示する。

4. 経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役および執行役員を選任・解任に関する事項および報酬等の処遇に関する事項等を審議する人事委員会を設置する。

【4-3】

(取締役会の役割)

第12条 取締役会は、法令、定款および取締役会規則の定めるところにより、会社の目指すところ(経営理念、ビジョン)、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。

2. 業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限を取締役会が定める範囲で各業務を担当する執行役員に委任し、その執行を監督する。

【4】【4-1】【4-1①】

(取締役会の構成)

第13条 取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者で、定款の定めに従った員数で構成する。

2. 社外の企業経営、コンプライアンス、経理財務の知見を有する者による助言を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役に複数名選定する。

【4-8】

(取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、定款の定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 監査等委員以外の取締役は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(実効性評価)

第15条 取締役会は、意思決定の有効性・実行性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、以下の評価を行う。

(1) 取締役会全体の開催頻度・日程・所要時間について。

(2) 社外取締役・社外監査役への事前説明の日程・時間・説明内容について。

(3) 取締役会への提供資料・議案説明内容・議案時間・質疑応答について。

(4) 十分、議論が尽くされ、結論が導き出されたかの検証について。

【4-11】【4-11③】

(社内取締役の選任基準)

第16条 取締役会は、社内取締役候補者について、強い倫理観を有し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選定する。

2. 人事委員会は、前項の資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦する。

【3-1(iv)】【4-11①】

(社外取締役の役割と選任基準)

第17条 社外取締役の役割は、当社の中長期的な価値の向上のため、企業経営の知見に基づく助言、取締役・執行役員監督、会社のステークホルダーの意見の取締役会への反映等にある。

【4-7】

2. 取締役会は、社外取締役の役割を十分に発揮するため、原則として次に掲げるいずれかの分野において高い知見、豊富な経験を有する者を選定する。

- (1) 企業経営
- (2) リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理
- (3) 経理財務
- (4) 開発・技術・生産等の知見

3. 人事委員会は、前項の資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦する。

【3-1(iv)】

(社外取締役の独立性基準)

第18条 社外取締役の独立性判断基準は次に該当しないこととする。

- (1) 当社が出資または持ち分等を保有する法人または組合の役員、従業員
- (2) 主要な取引先の役員、従業員
- (3) 当社からの役員報酬以外に当社および当社グループ各社から多額の金銭を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- (4) 主要な株主またはその株主が法人である場合の役員、従業員
- (5) 就任前3年以内に(1)ないし(4)に該当した者
- (6) (1)ないし(5)に該当する者の二親等以内の近親者
- (7) 二親等以内の近親者が当社および当社の子会社の従業員である者

【4-9】

(社外取締役の在任上限)

第19条 社外取締役については、独立性確保の観点から、在任期間の上限を6年とする。

(社外取締役の兼任)

第20条 社外取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

【4-11②】

(執行役員)

第21条 執行役員は、取締役会の決定した経営の基本方針、経営計画等に基づき、その業務執行の責任を負う者である。

(経営会議の役割)

第22条 経営会議は、意思決定の迅速化、業務遂行機能を強化することを目的とし、取締役会における重要な業務執行のうち執行役員に権限移譲された重要な業務の執行について審議する。

2. 前項のほか、取締役会専決事項および取締役会に報告すべき事項およびその他当社の社内規程上、経営会議に付議されるものとされている事項について審議する。
3. 経営会議は、執行役員および常勤の監査等委員である取締役をもって構成する。

【4-1①】【4-2】

(執行役員の選任基準)

第23条 取締役会は、執行役員について、会社の業務に精通しその職責を全うすることができる者を選任する。

2. 人事委員会は、前項の資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦する。

【4-2】

(執行役員の任期)

第24条 執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 執行役員の再任は妨げない。

【4-2】

(監査等委員会の役割)

第25条 監査等委員会は、株主からの負託を受け、法令に基づく当社および子会社に対する事業報告の請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社および子会社の内部統制体制・業績・財務状況等についての監査を実施する。

【4-4】

(監査等委員会の構成)

第26条 監査等委員である取締役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、その過半数を社外取締役ににより構成する。

【4-4①】

(監査等委員である取締役候補の選任基準)

第27条 取締役会は、社内の監査等委員である取締役候補者について、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者を選定する。また、社外の監査等委員である取締役候補者について、監査機能を十分に発揮するため、原則として企業経営、財務経理、コンプライアンス等の知見を有し、第18条の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められる者とする。

【3-1(iv)】

(社外の監査等委員である取締役の在任の上限)

第28条 独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年とする。

(社外の監査等委員である取締役の兼任)

第29条 社外の監査等委員である取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査等委員である取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

【4-11②】

(人事委員会)

第30条 人事委員会は、取締役会の諮問委員会として次の事項の委員会案を審議し、取締役会に答申する。

- (1) 取締役および執行役員の選任および解任に関する事項
- (2) 取締役および執行役員の報酬等の処遇に関する事項
- (3) 取締役および執行役員の教育訓練に関する事項

【4-3①】【4-10】【4-10①】

(人事委員会の構成)

第31条 人事委員会の委員は、代表取締役、監査等委員である取締役および代表取締役社長執行役員が指名した者で構成する。

2. 人事委員会は、独立性を確保するため、原則として委員の半数以上を社外委員とする。

【4-10①】

(取締役・執行役員の報酬)

第32条 当社の役員報酬は、次を構成要素とする。

- (1) 基本報酬
- (2) 全社業績報酬
- (3) 部門業績報酬
- (4) 役員株式報酬

2. 社外取締役および監査等委員である取締役は基本報酬のみとする。

3. 報酬の規模の決定にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- (1) 基本報酬は業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断する。この場合、当社における他の役職員の報酬等および当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮する。
- (2) 役員株式報酬の導入によって、業績向上に対するインセンティブをより強化し、経営計画に定められた会社業績を達成するよう努力し、株主とリターンを共有する。
- (3) 役員株式報酬は、当社の将来価値の向上に資するため長期的なインセンティブとして支給する。

【4-2①】

(取締役・執行役員に対するトレーニング)

第33条 人事委員会は、社外取締役を含む取締役および執行役員に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・執行役員に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・執行役員に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援等の計画を取締役に答申する。

2. 当社は、前項の就任時のトレーニングおよび就任後の個々の役員への要請によるトレーニングは、会社の規程により会社の費用で実施されるものとする。

【4-1③】【4-14】【4-14①】【4-14②】

(内部通報制度)

第34条 当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社およびグループ各社を対象とした「内部通報制度」を定め、内部通報に係る窓口を設置している。

2. 前項には、通報者の秘匿と不利益取扱に関する規律を規定する。

【2-5】【2-5①】

(情報開示)

第35条 当社は、法令および株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとあわせ、当社の情報開示方針とし、正確、誠実、公平かつタイムリーに開示することとしている。

2. 当社のウェブサイトを通じて、法定開示事項だけでなく、非財務情報等の開示を進めていく。その際には、出来る限り解りやすい開示に努めるものとする。

【3】【5-2】

附 則

(所 管) 総務部とし、本指針の改廃は取締役会決議とする。

(制定・改定) 平成27年11月30日(制定)

平成28年06月30日(一部改訂)

以 上